吸収分割に係る事前開示書類

2020年11月17日

東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
代表執行役　竹内　康雄

オリンパス株式会社(以下「**当社**」といいます。)は、2021年1月1日を効力発生日として、OMデジタルソリューションズ株式会社(以下「**OMDS**」といいます。)を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とする吸収分割(以下「**本吸収分割**」といいます。)を行うことといたしました。

本吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙Ⅰのとおりです。

2. 吸収分割対価の相当性に関する事項

(1) OMDSが本吸収分割に際して交付する株式の数の相当性に関する事項

OMDSは、本吸収分割の対価として、当社に対しOMDSの普通株式1株を交付いたします。当社はOMDSの発行済株式全部を所有していることから、交付株式数により両社間の実質的な関係に影響を与えるものではなく、また交付株式数は両者間の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) OMDSの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により、OMDSの資本金及び準備金の額は増加しないところ、かかる定めは、本吸収分割によりOMDSに承継される資産及び負債の額、OMDSの事業規模及び財務状況等を総合的に勘案し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容
別紙Ⅱのとおりです。

5. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社の財産に重要な影響を与える事象

(1) 子会社設立
OMDS は、その成立の日後、映像事業譲渡取引(以下 6.(1)に定義する意味を有します。以下同様です。)の一環として、当社グループから映像事業を承継することを目的として、以下のとおり子会社を設立しました。

① 香港子会社

i 名称	OM Digital Solutions Hong Kong Limited
ii 所在地	Unit 13 & 15, 11/F, Tower 1, Kowloon Commerce Centre, 51 Kwai Cheong Road, Kwai Chung, New Territories, Hong Kong
iii 事業内容	映像事業製品の販売
iv 資本金	10,000HKD
v 設立年月日	2020 年 11 月 4 日
vi 大株主及び持株比率	OMDS が 100%保有

② 米国子会社

i 名称	OM Digital Solutions Americas, Inc.
ii 所在地	登記上の本社:251 Little Falls Drive, New Castle County, Wilmington, Delaware 19808, U.S.A 事業拠点:3500 Corporate Pkwy, Center Valley, PA 18034, U.S.A.
iii 事業内容	映像事業製品の販売
iv 資本金	1,000USD
v 設立年月日	2020 年 11 月 4 日
vi 大株主及び持株比率	OMDS が 100%保有

(2) 第三者割当増資

OMDS は、当社に対して、2020 年 12 月 9 日(予定)付で、普通株式 18 株(払込金額合計 35,909 百万円)を割り当てる第三者割当増資を実施する予定です。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社の財産に重要な影響を与える事象

(1) 映像事業の譲渡に係る契約の締結

当社は、当社グループの映像事業を売却することを目的として、2020 年 9 月 30 日付けで、日本産業パートナーズ株式会社が設立した特別目的会社である OJ ホールディングス株式会社(以下「OJHD」といいます。)との間で、当社の映像事業の譲渡に関する正式な契約を締結し、同年 11 月 6 日に当社が新たに設立した当社の完全子会社である OMDS に対して、本吸収分割により当社の映像事業を承継させたうえで、2021 年 1 月 1 日付で OMDS の株式の 95%を OJHD に対して譲渡すること(以下「**映像事業譲渡取引**」といいます。)に合意しました。

(2) 子会社の設立

当社は、以下のとおり、映像事業譲渡取引の一環として、当社グループの映像事業を承継させることを目的として、子会社を設立し又は設立する予定です。

① ベトナム子会社

i 名称	OM DIGITAL SOLUTIONS VIETNAM CO., LTD
ii 所在地	8 street, Long Thanh Industrial Zone, Dong Nai Province, Vietnam
iii 事業内容	映像事業製品の製造・販売
iv 資本金	66,666,670USD
v 設立年月日	2020 年 11 月中(予定)
vi 大株主及び持株比率	当社が 100%保有

② 豪州子会社

i 名称	OM Digital Solutions Australia Proprietary Limited
ii 所在地	97 Waterloo Road Macquarie Park, Sydney
iii 事業内容	映像事業製品の販売

iv 資本金	10,000AUD
v 設立年月日	2020年10月26日
vi 大株主及び持株比率	当社が100%保有

③ 中国子会社

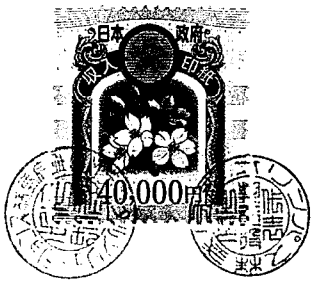
i 名称	奥之心精密光学(上海)有限公司
ii 所在地	10F, K. Wah Centre, 1010 Huai Hai Road (M), Xuhui District, Shanghai 200031, China
iii 事業内容	映像事業製品の販売
iv 登録資本	3,000万人民元
v 設立年月日	2020年11月中(予定)
vi 大株主及び持株比率	当社が100%保有

7. 吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項

当社の2020年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は約771,026百万円、負債の額は約394,807百万円であり、OMDSの成立の日(2020年10月9日)現在の貸借対照表における資産の額は100万円、負債の額は0円であります。また、OMDSは前述5.(2)のとおり、2020年12月9日(予定)付で、第三者割当増資を行う予定です。

当社及びOMDSのいずれも、本吸収分割の効力発生日以後における資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社及びOMDSの事業活動において、負担する債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収分割後における当社及びOMDSの債務について履行の見込みがあると判断しております。



吸収分割契約

オリンパス株式会社（以下「甲」という。）及び OM デジタルソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、甲の事業のうち映像事業（以下「本事業」という。）に関して有する資産、債務、雇用契約その他の契約及び権利義務（以下「権利義務等」という。）を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本件吸収分割」という。）。

第2条 （分割当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）
　商　号：オリンパス株式会社
　住　所：東京都八王子市石川町 2951 番地

(2) 吸収分割承継会社（乙）
　商　号：OM デジタルソリューションズ株式会社
　住　所：東京都八王子市高倉町 49-3

第3条 （乙が本件吸収分割により承継する権利義務等）

本件吸収分割により乙が甲から承継する権利義務等は、本件吸収分割の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）において甲が本事業に関して有する別紙 1「承継権利義務明細書」記載の権利義務等とする。

第4条 （本件吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務等の対価として乙の普通株式1株を甲に対して交付する。

第5条 （乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額に関する事項は、以下のとおりとする。但し、本件効力発生日の前日における乙の資産及び負債等の状況等により、これを変更することができる。

(1) 資本金の額　　0 円
(2) 資本準備金の額　　0 円

(3) その他資本剰余金の額　会社計算規則第 37 条に定める株主資本等変動額から第 1 号及び第 2 号に掲げる額を減じて得た額

(4) 利益準備金の額　0 円

第6条 （本件吸収分割の効力発生日）

本件効力発生日は、2021 年 1 月 1 日とする。但し、本件吸収分割の手続の進行に応じて必要がある場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条 （移転手続）

本件吸収分割により乙が承継する権利義務等の移転に関し、登記、登録、通知、承諾等の手続が必要となるものについては、甲乙協力してその手続を行う。

第8条 （分割承認株主総会）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本件吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けて本件吸収分割を行う。

第9条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、本件効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議のうえ、これを行う。

第10条 （事情変更）

本契約締結日から本件効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更又は解除することができる。

第11条 （本契約の効力）

本契約は、本契約の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかったときには、その効力を失う。

第12条 （規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえ、これを適宜決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年11月6日

甲：東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
代表執行役　竹内　康雄

乙：東京都八王子市高倉町49-3
OMデジタルソリューションズ株式会社
代表取締役　杉本　繁実

別紙Ⅱ

OMデジタルソリューションズ株式会社

成立時の貸借対照表の内容

(2020年10月9日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	1,000,000		
現金及び預金	1,000,000		
		負債合計	0
		純資産の部	
		株主資本	1,000,000
		資本金	1,000,000
		純資産合計	1,000,000
資 産 合 計	1,000,000	負債･純資産の合計	1,000,000

以上